平成２２年（フ）第５３号
秋田市楢山石塚町22―18　ビューラー・一ツ森２階201号室、住民票上の住所秋田市桜２丁目19番19号
破産者　野口　順市
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４号
秋田市楢山石塚町22―18　ビューラー・一ツ森２階201号室、住民票上の住所秋田市桜２丁目19番19号
破産者　野口　幸子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
秋田県大仙市協和稲沢字水沢田尻23番地１
破産者　茂木美奈子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１０号
福島県喜多方市字南町2859番地、前住所福島県喜多方市字諏訪211番地
破産者　伊関　秀一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３１９４号
神奈川県茅ヶ崎市西久保1335番地
破産者　村岡　芳美
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２６号
川崎市高津区新作３丁目13番１―402号、前住所川崎市中原区上新城１丁目４番46号　メゾンさつき308
破産者　菊池　秀美
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０７号
那覇市おもろまち２丁目６番18―207号、前住所川崎市高津区新作５丁目３番41―103号
破産者　長谷川　亨
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３４号
川崎市中原区下小田中３丁目33番31号　スプリングフィールド中原　103、前住所川崎市中原区木月２丁目１番17―402号　ジュワイユ住吉
破産者　酒井　美和（旧姓野上）
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８号
川崎市中原区井田１丁目31番１号　博千荘
破産者　塚田　　猛
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９号
川崎市中原区井田１丁目31番１号　博千荘
破産者　塚田　艶子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
川崎市中原区新城１丁目15番５―601号
破産者　大田原幸枝
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
川崎市中原区上丸子八幡町801番地10　トップ新丸子107、前住所東京都渋谷区恵比寿３丁目15番６号　イプセ恵比寿101
破産者　杉本　宏之
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第４１０号
長野県下高井郡木島平村大字上木島775番地
破産者　真篠　明雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
長野県中野市大字小田中87番地５
破産者　原田　敏夫
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
岐阜県大垣市南高橋町３丁目107番地
破産者　村瀬　正義
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
静岡県富士市伝法907番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市蓼原町1652番地
破産者　佐藤キクヨ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１０２５号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島２棟302号、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市小倉町神楽田38番地の174
破産者　三宝製作所こと　田中　　昇
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３５号
京都府向日市寺戸町飛龍15番地の１
破産者　ＣＡＲ－Ｓこと　石田　　進
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係